



**栄光園だより**  
第101号

2015年10月31日発行  
発行  
社会福祉法人 栄光園  
別府市南荘園町3組  
〒874-0904 電話 (23) 2827  
振込口座 01930-2-20748

編集 広報誌編集委員会  
印刷 大野印刷株式会社  
別府市青山1-7 電話 (21) 0505

# 子どもの貧困について考える

児童養護施設 江口 敏一

子どもの6人に一人が貧困で、これは先進20か国の中で4番目の貧しさだと問題化され、2年ほど前「子どもの貧困対策法」が制定されました。この法律に従って、昨年、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、本年度はその実現に向けて各地方自治体で計画が具体化されつつあります。

子どもの貧困が世界的に低い位置づけであることが明確になって、初めて問題視されるこの国の対応のほどかしさを又しても味わうこととなったのです。

世界は経済原理で動いていると認識している政治家にとって、T P Pを含め

貿易を主眼にした国の経済成長を促すためには高額所得者を優遇すべきであるとの確信がある限り、低所得者との落差の拡大を政治で防ぐことは大変困難です。低所得者を救済する政治的に有効な意味合いを見出すことが難しいからです。

子どもは生まれてから成長する過程で、その生活環境から人生観も含め、すべてを模倣・学習するわけですから、ある面では親の貧困生活を模倣すると子どもも貧困にならざるを得ません。すなわち、子どもだけが貧困なのではなく、そのベースに家庭の貧困があるので。貧困の連鎖は世代間のみならず

親族間にも広がっている場合があるとさえ言われております。

家庭の貧困には家庭形成や雇用形態の変化などさまざまな要因が考えられます。結婚した人の3分の1が離婚しており、家庭の崩壊による母子家庭・ひとり親家庭の問題があります。ひとり親家庭の子どもの6割近くが貧困である現実を目を向けなければなりません。日本では女性の所得は低く雇用も不安定であり、複数の職場を掛け持ちで働き、子育てに向ける時間がほとんど取れず、心の余裕もなく養育放棄をせざるを得ない状況も生まれております。養育放棄や虐待が周囲の人たちに認知されれば、児童相談所への届け出から施設で子どもが生活する手立ても生まれませんが、社会から孤立して、助けを求めるすべすら知りえない場合もあります。児童福祉のサービス内容や利用方法を誰もが容易に知ることができ、施設利用が積極的になされるような体制が求められています。

栄光園のような乳児院・児童養護施設は、0歳から18歳まで、場合によっては20歳までの子どもたちを養育し、少なくとも子どもの最善の利益を目指す施設ですので生活環境としては貧

困に対するシェルターのような機能を持つています。また、施設での生活は、多職種の職員や里親、学習ボランティアなど子どもたちにとっては別の世界、別の行動様式を持つ人たちに出会い、接することができまますので、それらの機会を糧に、新たな生き方を組み立てられる可能性も秘めています。

一方、現有の制度と併せて、大学や専門学校などの上級学校への進学する道も開かれ、人生の選択肢を広げ、貧困から脱出できる機会がさらに得やすくなる方向へ進んでおります。自分の人生を深く考え、将来を予測できる力が貧困から脱出できる機会につながると考えられるからです。

貧困は、その人が生きてきた結果ではなく、社会問題であること。そして、私たちは、そのような助けを必要としている人の「隣の人」になり得る社会、自分の人生、自分の持てる時間・才能・財力は助けを必要としている他者に対して用いることがごく普通である社会を目指したいと考えております。

